

# サイバー攻撃による情報漏えい等について

令和8年10月26日  
国家サイバー統括室

- サイバー攻撃による情報漏えい事案は2026年に大幅に増加。  
100万件以上の大規模事案数も大きく増加。
- 業種別には、情報通信以外にも広がり。
- このうちWebシステム関連案件は10月に入り急増。
- 攻撃対象は、従来のECサイト以外にも広がり。
- ランサムウェア攻撃も、高い水準で継続して発生。

## 攻撃の手口の傾向

- 我が国のインターネット上に公開されているウェブシステム（アプリ含む）が標的。
- ウェブシステムを網羅的に調査し、侵入口を見つけられた場合、ウェブサーバに侵入。
- 侵入後は、データベースを探索し、特に個人情報情報を狙い、比較的短時間にデータ窃取。
- 標的の調査や侵害に**A I を使用している可能性**は高い。今後も同種の攻撃が続くおそれ。

- 10月6日、閣議後会見において古川大臣から、個人情報漏えいによる2次被害防止のため、国民向けに呼びかけ。
- 10月8日に古川大臣出席の下、関係省庁会議を開催し、サイバー攻撃に関する事案情報のNCOへの集約や各省庁における所管業界への注意喚起等を要請。
- 10月9日に個人情報取扱事業者等向けに、NCOとして注意喚起（ウェブシステムの適切な管理、サプライチェーンを通じた侵害への対策、データの適切な管理）を発出。

## 2次被害防止に向けて至急実施いただきたい事項(個人)

(1)パスワードを使い回さない (2)多要素認証の利用 (3)不審メールやSMSへの注意

## 注意喚起(個人情報取扱事業者等向け)

### 1. ウェブシステム等の適切な管理

・脆弱性情報に関するリスクを適切に判断し、アップデート等について計画的かつ迅速に対応等

(1)脆弱性の適切な管理 (2)アカウント管理・認証 (3)不審な挙動の早期発見

### 2. サプライチェーンを通じた侵害への対策

・委託先企業の情報セキュリティ方針等の確認や情報資産の流れを可視化等の実施

(1)委託先企業等のセキュリティ対策状況の把握 (2)委託契約におけるセキュリティ要件の明確化

(3)情報共有範囲の適正化 (4)サプライチェーン全体のリスクマネジメント

### 3. データの適切な管理

・重要な情報資産の管理対象の明確化や不審なアクセス等の監視や分析を実施

(1)保有する情報資産の適切な管理 (2)保有情報の最小化 (3)適切なアカウント管理・アクセス制御

(4)データ保護の徹底 (5)ログ取得・監視・分析の強化

- NCOと連携するなどし、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、総務省、経済産業省、国土交通省でも、情報提供要請・注意喚起等を発出。
- 警察庁、金融庁では、本人確認の徹底等の2次被害対策も盛り込んでいる。

|                  | 対象              | 主な内容                                                                  |
|------------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------|
| 警察庁（10月8日）       | 企業・団体、個人        | ソフトウェア更新などの基本的なセキュリティ対策確認、犯罪収益移転防止法等に基づく本人確認徹底等                       |
| 個人情報保護委員会（10月7日） | 個人情報取扱事業者       | 安全管理措置、不要となった個人データ消去等                                                 |
| 金融庁（10月9日）       | 金融機関等           | サイバーセキュリティ対策点検、本人確認徹底、不正対策効果の高いICチップ情報読取による本人確認方法の速やかな導入等             |
| 総務省（10月9日）       | 地方公共団体、総務省所管事業者 | 経営層のリーダーシップの下、迅速な脆弱性対応、多要素認証等の認証機能強化、漏えいした情報の悪用を防止する対策等               |
| 経済産業省（10月9日）     | 経済産業省所管事業者      | 組織トップ主導の対応、脆弱性情報の早期取得と対応、ゼロトラストへの移行                                   |
| 国土交通省（10月1日、9日）  | 国土交通省所管事業者等     | 漏えい等を防止するための対策の徹底、経営層を含めての対応、被害にあった際の情報提供等（レンタカー事業者に対しては、個人情報管理体制の点検） |